

# かわまた隆の活動報告

## もっと咲け桜川市と市民自治

2024年6月 第12号



今号は、今までも多くの問題を指摘していた(株)クラセル桜川(加波山市場)が、「ふるさと納税」の返礼品について桜川市へ不正な請求をしていること発見しましたので、この報告が中心です。市民のみなさんは「誤請求＝事務的ミス」と信じますか？毎回、このような市の不祥事を報告するのはとても残念です。しかし、市議会を含め、市民の監視が低下していることにつけ込み、私たちの税金が一部の者に不正に取得されることを許すことはできません。重要な点は、私たちの知らぬ間に、私たちの税金297万6千円が盗まれていたことです。

### 不正請求発見の発端は？……昨年9月の情報公開請求です

昨年の8月30日に、榎戸議員が一般質問で、農林課の農産物プロモーション事業について質問をしました(市議会だより73号参照)。この事業の委託を受けたクラセル桜川が出店したイベントでの品物の配布状況や、当時のクラセル桜川の「ふるさと納税」返礼品(米)についての質問です。当時の総合戦略部長の回答が、「内容は把握していない、お答えできない」というもので、何かを隠しているという印象です。

### <9月7日の情報公開請求が、今年の4月18日に開示される>

直ちに、9月7日に、「令和4年度桜川市のふるさと納税返礼品金額の各月ごとの集合支出命令書」を開示するよう請求しました。

- ・9月21日・・・全部不開示決定(理由は、売上高は事業者の販売上の企業秘密であるなど)
- ・10月26日・・・情報公開・個人情報保護審議会に審査請求(請求の趣旨は、事業者のHPで商品情報は全て自ら公開しており、特許など法律で保護された企業情報のみが開示できない情報であり、事業者の売上高などは開示すべき情報であるなど)
- ・令和6年3月25日 審査会答申を受け取る(不開示情報には該当しない)
- ・同 4月11日 市長の裁決書を受け取る(同上)
- ・同 4月18日 文書の開示(令和4年度「ふるさと納税」返礼品の支出命令書など)

### <令和4年度のクラセル桜川の「ふるさと納税」返礼品の実績表を作成すると>

表1のとおりです。4月～6月はなく、7月から実績がありますが、令和5年3月は299万円と、異常に増えています。誰でも、何故だろうと疑問に思いますよね。私は、月ごと、商品ごと、金額・数量ごとが必要ですので、すぐに、再度クラセル桜川分だけを公開請求しました。

システムの都合で、クラセル桜川分を抽出するのに時間がかかるということで、2週間の開示期限が4週間となり、5月22日にA3版約200枚の資料が開示されました(表2)。

2月は干しいも7件で16,800円です。表1に合致します。3月は同じ干しいも6件で14,400円です。299万円のはずですが、297万6千円が足りません、ないのです。私は返礼品として米が沢山あるものと予想していたのですが、これは不正請求の決定的な証拠です。誤請求だそうです。開示期限を延長した2週間のうちに、善後策、たとえば、返金させるなどは行ったでしょう。でも、不正請求で、だまして取得したという事実はなくなりません。

表1 令和4年度クラセル桜川「ふるさと納税」返礼品の市支出額経過表 (単位:円)

月	4～6	7	8	9	10	11	12	1	2	2	3
金額	0	2,100	99,998	217,280	676,202	309,595	298,204	31,200	137,214 個別請求	16,800	2,990,400

※中間管理業務業者:(一般)地域資源活用推進協会分だけです。この他に「サトフル」分がありますが、こちらは問題なしのようです。

※個別請求:100万円の寄附があり、条件は市内の施設に米30kgの贈呈。手続きは市が行い、米をクラセル桜川から購入した。

表2 クラセル桜川への月、商品、数量・金額ごとの市支出額 (単位:円)

2月			3月		
サイト名	返礼品	金額	サイト名	返礼品	金額
ふるなび	干し芋 1件	2,400	ふるなび	干し芋 1件	2,400
セゾン	干し芋 2件	4,800	セゾン	干し芋 1件	2,400
フルサトチョイス	干し芋 4件	9,600	フルサトチョイス	干し芋 4件	9,600
計	7件	16,800	計	6件	14,400

※2、3月分だけを抜き出し、必要な情報だけを単純化する加工をしている。

### 不正請求か、誤請求＝請求ミスか。市民の皆さんの判断は

これは職員の請求ミス、誤請求だそうです。桜川市当局は、これで押し通すしかないでしょう。不正請求と認めると、犯罪ですから。

### <何故、不正請求と疑うのでしょうか>

市内部の調査や監査で発覚したのではなく、私の情報公開請求(当初は不開示)で発見されたという事実は極めて重要です。

### ①誤請求とは、何でしょうか

「誤」とは、「うっかり生ずるまちがい」です。14,400円を144,000円と桁を間違えることなどが「誤」です。14,400円を、299万400円と、「ほとんどないものを、あるようにする」のはねつ造です。「本当はない事があるかのように偽って作り上げること」がねつ造(国語辞典)です。

## ②動機があることです

クラセル桜川の令和4年度の決算は、桜川市から1500万円の補助金と、職員2人、地域おこし協力隊2人の派遣がありながら、やっと36万円の黒字です。今回の不正請求の297万円の収入がなければ、赤字です。

## ③何故か、住民訴訟中の「農産物プロモーション事業」の品物代金の金額に近い

事務的ミスでも、金額には根拠があります。クラセル桜川が受託した農産物プロモーション事業の品物代は、はちみつ756千円、コシヒカリ(クラセル購入分)1,339千円、桜川市産米(A米穀)861千円、合計2,956千円です。不正請求額と2万円の違いです。

## ④隠し通すことに必死だった

昨年8月の榎戸議員の質問への答弁、私の情報公開請求での不開示決定、私の住民監査請求の結果など、桜川市の一連の動きは、「開示したくない」、「クラセル桜川の経理調査は困る」、「事務手続きに違法性があっても損害金がない」と、クラセル桜川の経理には、絶対に手を触れさせないという姿勢で一貫しています。幹部職員はうすうす知っていたのでしょうか。

## ⑤職員が一存でできる金額でしょうか

誤請求というが、請求資料を決裁する上司がおり(代表取締役は大塚市長)、市の内部では、請求金額が正しいか、ヤマザクラ課、会計課が確認します。会社のためとはいえ、職員が300万円のお金を不正に取得することは怖くてできないでしょう。また、担当課が何の疑問もなく(2月の16,800円が3月には299万円)、決裁したのも不思議です。

## ⑥調査、監査のチャンスは沢山あったが

市議会での質問、情報公開請求、監査請求が行われています。「万が一のためにクラセル桜川の経理を監査しよう」と進言する職員は一人もいなかったのでしょうか。榎戸議員や川股の、そして市民の疑問は、ハエが飛び回る程度の受け止めだったのでしょうか。

## ⑦問題の根源は、大塚市長がクラセル桜川の代表取締役であることです

農産物プロモーション事業の農林課の支出文書も、今回の「ふるさと納税」返礼品のヤマザクラ課の支出文書も、クラセル桜川に関する会計書類は審査なしのフリーパスです。これが桜川市の庁内ルールになっています。

## <6月の市議会に向けて>

実質、1年間以上も不正にお金を取得し、令和4年度決算は、昨年9月に認定されています。6月中旬からの市議会が事件解明の重要な場となります。まず、市当局が、どのような事故報告をまとめ、市民や市議会に報告するかです。一般質問では、厳しく迫ります。しかし、市当局の調査や市議会議員の質問には限度があることは、今までの事例で分かっています。

そこで、市議会に100条委員会を設け、クラセル桜川を始め、関係者に対して、ある程度、強制力のある調査が事件の解明には不可欠です。このためには市議会へ請願書を出すなど、市民の方々の動きかけが絶対に必要となります。

※情報公開請求で開示された関係資料は私のHPでお知らせしています。

## 桜川市が職員に責任を転嫁するプレス発表

5月30日、「誤請求」についての発表がありました。クラセル桜川に5年4月に新しく出向した職員の請求漏れ誤認による事務ミス(誤認請求)とのこと。経験ある職員は、表1の元となる支出命令票の作成・決裁を行い、金額の誤認などの事務的ミスは極めてわずかです。仮に請求漏れがあっても、300万円、単価3000円、件数1000件、A3版約20枚以上のデータ(寄附者、配送、請求額など)を確認し、入力する作業は、3、4日ではできません。むしろ、「資源協会」あてに、請求書一枚(2976千円のみ)でOKだったと考えられます。桜川市と調整済みと記載するか、桜川市の出資法人と「資源協会」には言ったのでしょうか。この請求書類ならば、(上司の了解があれば)誰でも、即時に可能です(情報公開請求中です)。

それにしても、請求書類には、会社印、代表取締役名の印が押されます。押印した大塚秀喜氏の責任には一言もなく、職員に責任をなすりつけることは許せません。

## 住民訴訟の第1回公判が開かれました

5月24日に、水戸地裁で開かれました。傍聴の方ありがとうございます。事件番号令和6年(行ウ)第5号 公金支出金返還請求事件です。初回は被告側の欠席は許されるそうで、私と代理人弁護士が出席し、次回の日程と準備書面の提出期限を決めました。今回は7月3日ですが、WEBでの公判です。 ※訴状や被告側の答弁書などは、要約して私のHPでお知らせします。

## ある議員が私の弁護士や被告・大塚市長らの弁護士を知らぬ間に公表しています

4月25日付の「議員だより」で、私の依頼した弁護士事務所や、被告の弁護士は「市の顧問弁護士・山形氏です」と知らせています。訴状が被告の市長、副市長に届いたのは4月17日です。ここに依頼した弁護士名が記されています。私の弁護士を知っているのは、この二人しかいません。市の職員は守秘義務があります。加えて、被告側の弁護士は、5月17日に届いた答弁書によれば、土浦市の「礎法律事務所」所属です。市長からの情報入手でしょうが、何を意図して誤った情報などを流すのでしょうか。

## 市政報告、意見交換会

6月16日(日)午後1時30分～ 大和中央公民館 2階大会議室

榎戸議員(0296-76-1362)と共同で、今回の不正請求問題や、市政の課題などについて報告し、意見交換を行いたいと思います。会場の都合で事前にご一報をお願いします。

〒309-1231 桜川市本木1448 川股 隆  
E-mail: kawamata27takashi@gmail.com  
電話: 0296-58-7034  
HP: kawamata-takashi.sakuraweb.com



かわまた隆  
公式サイト



※このチラシは再生紙を使用しています